

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 令和5年2月16日（木） 午後1時00分
- 2 会議場所 市役所本庁舎本館3階302、303会議室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 審議事項
諮問第1号 令和5年度花巻市国民健康保険特別会計予算について

- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。

被保険者代表委員

委 員 神 山 まさ子

委 員 金 澤 千加子

保険医又は保険薬剤師代表委員

委 員 中 舘 一 郎

委 員 小 木 田 勇 輝

委 員 多 田 建 造

委 員 坂 本 秀 樹

公益代表委員

委 員 藤 本 莞 爾

委 員 新 湊 信 郎

委 員 中 村 良 則

委 員 富 手 由 歌 里

被用者保険等保険者代表委員

委 員 森 慎 太 郎

委 員 遠 藤 栄

- 6 会議を欠席した委員は次のとおりである。

委 員 瀬 川 行 夫

委 員 高 橋 好 子

- 7 会議に出席した職員は次のとおりである。

花巻市副市長

八重樫 和 彦（市長代理）

健康福祉部長

今 井 岳 彦

財務部市民税課長

藤 原 良 浩

財務部収納課長

阿 部 善 典

健康福祉部健康づくり課長

長 山 義 博

健康福祉部国保医療課長

俵 恵

健康福祉部国保医療課課長補佐

藤 原 康 之

(開会 午後 1 時 0 0 分)

国保医療課長

委員の皆様には、御多忙の折、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。
国保医療課長の俵です。進行を務めさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、3名の新しい委員の方を御紹介申し上げます。

次第の裏に委員名簿を掲載しておりますので、あわせて御覧願います。

はじめに、保険医代表委員でありました三浦良雄様から令和4年6月末をもって辞任したい旨の申出がありましたことから、後任の委員として、昨年8月1日付けで委嘱させていただいております、花巻市医師会副会長の小木田勇輝様を御紹介申し上げます。小木田様、よろしくお願いいたします。

小木田勇輝委員

よろしくお願いします。

国保医療課長

続きまして、同じく公益代表委員でありました高橋由紀子様、昨年度末をもちまして花巻市保健推進委員協議会副会長の任期を終えられましたことから、後任の委員として、昨年8月1日付けで委嘱させていただいております、同協議会長副会長の冨手由歌里様を御紹介申し上げます。冨手様、よろしくお願いいたします。

冨手由歌里委員

よろしくお願いします。

国保医療課長

最後に、被用者保険等保険者代表委員でありました福士尚仁様から昨年度末をもって辞任したい旨の申出がありましたことから、後任の委員として、昨年4月1日付けで委嘱させていただいております、全国健康保険協会岩手支部業務部業務グループ長の森慎太郎様を御紹介申し上げます。森様、よろしくお願いいたします。

森慎太郎委員

よろしくお願いします。

国保医療課長

ありがとうございました。

続きまして、会議成立の御報告をいたします。花巻市国民健康保険運営協議会

規則第4条に、協議会は委員定数の半数以上、かつ被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等保険者を代表する委員からそれぞれ1人以上の出席がなければ会議を開くことができないと定められております。本日は、被保険者代表委員の瀬川行夫委員と高橋好子委員から欠席の報告をいただいておりますが、定員14名中12名の委員の御出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をお願いしております。恐れ入りますが、御発言の際もマスクを着用したままでお願いしたいと存じます。

また、本日は、会議録自動作成システムを利用しておりますので、御発言の際には、マイクをお使いくださいますようお願いいたします。

それでは、ただ今から、花巻市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

次第に沿って進めさせていただきます。

はじめに、花巻市長より御挨拶を申し上げるところであります。本日は別用務対応のため出席がございませんでしたので、八重樫副市長が代わって御挨拶を申し上げます。

副市長

副市長の八重樫でございます。

市長に代わりまして対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今年度も年度末を迎えまして、もう2月の半ばでございます。皆様には、年度末のお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

コロナ感染も少しずつではございますけれども、終息とは言えないまでも落ち着きを見せてきていると思った矢先、昨日この地域にインフルエンザの注意報が出たということで、引き続き気を引締めて感染防止対策に努めていかなければならないと改めて思ったところでございます。

政府の対応を見ましても、コロナについては見直しがされるという方向が打ち出されておりますが、そういった今後の対応についても注視しながら、市といたしましては引き続き万全の対応をしまいたいと考えているところでございます。

国民健康保険の制度につきましては、国民皆保険ということで、国民保険の中核を担いまして、地域の皆様の健康増進に貢献してきたわけでございます。

国保加入者につきましては、人口減もあいまって、令和4年の12月末では1万1,764世帯、1万7,472人ということでございまして、1年前と比べますと561人加入者が減っているということで、これからもそういう傾向が続くのではないかなと見ているところでございます。被保険者の皆様に納めていただきます保険税も、被保険者数の減少に加えまして、高齢者、そして低所得者が増加するという中で、総額も年々減ってきてございます。

一方、医療費につきましては、被保険者は減少してきておりますけれども、やはり高齢化の進行や医療技術の高度化とあいまって、1人当たりの医療費につい

ては、増加の傾向がございます。総額は横ばいの状況にあるところでございますが、こうした傾向については、花巻市に限らず、全国的な傾向だというふうに捉えているところでございます。

平成 30 年度に、運営単位が市町村から都道府県単位ということに制度が改められまして、いわゆる国民健康保険の都道府県化ということで進められているところでございます。規模を大きくすることで、財政運営、財政基盤を安定化させるという目的があるということでございますが、今後も人口が減っていく、あるいは医療費がなかなか減っていかないという中では、やはり厳しい財政運営が続くのではないかと見ているところでございます。

国におきましては、持続可能な社会保障の構築ということで、制度の見直しを進めているところでございまして、政府のコメントが報道されておりますけれども、子育て支援についても積極的に力を入れているところでございます。花巻市においても、さまざまな子育て支援に取り組んでおりまして、令和 5 年度の予算において新たな取組も盛り込んだ中で、岩手県も一緒に子育て支援をやっていくということですから、県の制度にも乗りながら進めていく、子育て支援に力を入れていきたいと思っているところでございます。

今年度からの具体例を申しますと、未就学児に対しまして、国民健康保険税の均等割を軽減しております。また、今年の 4 月からは、出産育児一時金が現在の 42 万円から 50 万円に引上げられる制度に変わります。それから妊産婦の産前産後期間の国保税の免除、これは令和 6 年の 1 月から開始するという方向で議論が進められていると言われております。

本日の協議会におきましては、令和 5 年度の花巻市国民健康保険特別会計予算について御審議をいただきますけれども、引き続き市民の健康を守るという視点で、国保はますます重要な役割を担っておりますので、国の動向を的確に把握しながら健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございますので、よろしく御審議をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

今日はどうぞよろしくお願いします。

国保医療課長

それでは、副市長より諮問を行います。

(副市長から会長へ諮問書手交)

国保医療課長

ここで花巻市国民健康保険運営協議会藤本会長から御挨拶をお願いします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中を御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より、当協議会の円滑な運営の御協力に対して、心より御礼と感謝を申し上げる次第でございます。本当にありがとうございます。

さて、当協議会は、新型コロナウイルス拡大が懸念されることから、昨年は書面開催とさせていただきました。このため、こうして委員の皆様一堂に会する機会は、一昨年の5月の辞令交付以来となっておりでございます。

新型コロナが国内で確認されたのは、今から3年前の令和2年1月となっております。最近では、感染者数が減少傾向にあるようでございますけれども、依然として終息が見えない状況にある状況でございます。ただこうした中でも、コロナ前の社会経済活動に戻りつつあることを感じる機会も多くなったことではないかと思っていますところでもございます。

今、国では、5月に新型コロナウイルスを季節性インフルエンザと同じ5類に位置づけたいと考えているようでございます。完全に元どおりということはまだ難しいかもしれませんが、以前の日常生活に戻りつつあることは、大変うれしい限りでございます。

さて、本日は、ただいま副市長から諮問を頂戴しました令和5年度花巻市国民健康保険特別会計予算について、御審議をいただきたいと思っていますところでございます。花巻市民の健康を守るという大切な役割を担う国民健康保険の来年度の予算ということでございますので、委員の皆様から、どうぞ忌憚のない御意見を頂戴したいと思っていますところでございます。

それでは、限られた時間内でございますけれども、スムーズな議事進行に御協力を賜りますことを心からお願い申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

国保医療課長

ありがとうございました。

ここで、八重樫副市長は別の用務がございますので、退席させていただきます。

(副市長退席)

国保医療課長

それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長は、花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により会長が当たることとなっておりますので、藤本会長、よろしくお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは、私のほうから議事を進めさせていただきます。

最初に、本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、坂本秀樹委員と新淵信郎委員にお願いします。よろしくお願いします。

それでは、初めに報告に入ります。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に

ついて」から報告第3号「令和4年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」まで、一括して当局より報告願います。

国保医療課長

議長。

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

報告事項の説明に入る前に、若干の補足をさせていただきたいと存じます。

市長の諮問機関である本協議会の役割としましては、「国保事業の運営に関する事項について、市長からの諮問に対して審議し、その結果の意見を市長に答申し、市長の判断資料を提供するものであること」から、本協議会に対しまして審議に付す事項は、政策判断を要するものに整理させていただくことで、委員の皆様にご了承をいただいております。

これから御説明する報告事項につきましては、「国の制度改正によるもの」や「財政運営上慣例として必ず実施しなければならないもの」という政策判断を伴わないものでありますことから、報告事項として説明をさせていただくものでございます。

それでは、初めに報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を市民税課長より御説明を申し上げます。

市民税課長

議長。

会長（藤本莞爾委員）

市民税課長。

市民税課長

財務部市民税課の藤原と申します。よろしくお願いいたします。

報告第1号「花巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」を御説明申し上げます。

本条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令等が、令和4年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、基礎課税額に係る限度額等について所要の改正を行い、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたものです。同条第3項の規定により、この専決処分について令和4年4月28日に市議会臨時会において報告し、議会の承認をいただいたものであります。

報告第1号資料その1とその2を御覧ください。

改正の内容について御説明いたします。

第2条は、国民健康保険税の課税額について定めるものでありますが、基礎課税額に係る限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額を19万円から20万円に改めたものでございます。

第21条は、国民健康保険税の減額について定めております。減額措置に係る軽減判定所得の基準額について、基礎課税額から規定による減額をして得た額の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額から規定による減額をして得た額の限度額を19万円から20万円に改めたものでございます。

附則第6項は、所要の規定の整備を行うものでございます。

施行期日でございますが、本条例は、令和4年4月1日から施行しておりますので、令和4年度課税の国民健康保険税につきましては、これらの改正をした課税額となっております。

4ページの「参考資料」をお開きください。

「2 課税限度額（1）改正案」につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

「（2）基礎課税額への影響」について、こちらの数字は、令和3年12月末のデータをもとに、令和4年度の賦課期日であります令和4年4月1日の被保険者数及び世帯数を推計して算出したものでございます。改正前は63万円を超えていたが65万円未満だった世帯は、7世帯であります。この7世帯は改正により限度額超過世帯ではなくなるものです。これによって増加する課税額は9万2,000円です。改正前から65万円の限度額を超えていた世帯が52世帯で、増加する課税額は104万円です。合計で59世帯113万2,000円の影響額でございます。

次に「（3）後期高齢者支援金等課税額への影響」でございますが、こちらも、データの推計等は先ほどお話ししたとおりでございます。改正前は19万円を超えていたが20万円未満だった世帯は、3世帯であります。この3世帯は改正により限度額超過世帯ではなくなるものです。これによって増加する課税額は2万2,000円です。改正前から20万円の限度額を超えていた世帯が58世帯で、増加する課税額は58万円でございます。合計で61世帯60万2,000円の影響額でございます。

以上で、報告第1号についての説明を終わります。

国保医療課長

議長。

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

続きまして、報告第2号「花巻市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を御説明申し上げます。

本改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額について

所要の改正を行おうとするもので、2月24日に開会する令和5年第1回花巻市議会定例会に議案上程するものでございます。

資料の1ページと2ページは条例改正の内容でございますが、概要につきまして、資料3ページで御説明申し上げます。

出産育児一時金は、出産に要する経済的負担を軽減するため、健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したときに支給するもので、被用者保険は政令、市町村国保は条例でそれぞれ規定されているものでございますが、本改正はその支給額を引き上げようとするものでございます。

次に、改正の経緯でございますが、現在の支給額は、本人支給額として40万8,000円に産科医療保障制度の掛金1万2,000円を加えた総額42万円でございますが、昨年末に開催されました国の社会保障審議会医療保険部会において、「令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを受けまして、国では健康保険法等施行令等の一部を改正する政令を令和5年2月1日に公布し、令和5年4月1日より支給額を引き上げることとしたところでございます。

改正の内容でございますが、本条例で定める本人支給額を40万8,000円から48万8,000円に増額するもので、同条例施行規則で定める産科医療保障制度掛金1万2,000円に変更はございません。

なお、施行日は令和5年4月1日となり、施行日前の出産にかかる出産育児一時金の支給額は、従前のものが適用されることとなります。

続きまして、報告第3号「令和4年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を御説明申し上げます。本補正予算も、令和5年第1回花巻市議会定例会に、議案上程するものでございます。

報告第3号の1ページをお開き願います。

本補正予算は、過年度精算に伴う返還金等の追加に係る歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,742万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億4,214万5,000円とするものです。

事項別明細書で御説明申し上げますので、7ページをご覧ください。

初めに歳入ですが、3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金37万1,000円は、マイナンバーカードの保険証利用申込みの支援事業として行うリーフレットの作成に対する補助金の内定による増額です。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金1,881万9,000円は、決算見込みにより歳出に追加した高額療養費に対しての支出金の増額です。

6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金29万2,000円は、財政調整のため基金からの繰入金を減額するものです。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金150万1,000円は、前年度からの繰越金です。

9ページをお開き願います。

8款諸収入、3項雑入、7目雑入2,703万円は、令和3年度の診療報酬の精

算に伴う岩手県国民健康保険団体連合会からの返還金です。

11 ページをお開き願います。

次に歳出ですが、1 款総務費は、財源振替ですので説明を省略しまして、2 款保険給付費、1 項療養諸費、5 目審査支払手数料 16 万 8,000 円は、岩手県国民健康保険団体連合会に支払う診療報酬審査支払委託料に要する経費につきまして、決算見込みにより追加するものです。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 1,881 万 9,000 円は、医療費の負担が高額となった場合に自己負担限度額を超えた分を被保険者に支払う高額療養費につきまして、決算見込みにより追加するものです。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目返還金 2,844 万 2,000 円は、普通交付金等の令和 3 年度の精算に伴う返還金です。

以上、報告第 2 号及び報告第 3 号についての説明を終わります。

報告事項の説明は、以上となります。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。

ただいま報告第 1 号、第 2 号、第 3 号と当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様から御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

それでは、質問、意見が無いようですので、報告第 1 号から報告第 3 号については、以上で終わります。

続きまして、審議に入ります。

諮問第 1 号「令和 5 年度花巻市国民健康保険特別会計予算」を議題といたします。当局からの説明を求めます。

健康福祉部長

議長。

会長（藤本莞爾委員）

健康福祉部長。

健康福祉部長

健康福祉部長の今井と申します。どうぞよろしくお願いします。

諮問第 1 号「令和 5 年度花巻市国民健康保険特別会計予算」について御説明を申し上げます。

具体的な予算の説明に入ります前に、参考資料を御覧いただきたいと存じます。

はじめに、参考資料 1「花巻市国民健康保険事業の状況」について御説明申し上げます。

1 ページを御覧願います。

上段に被保険者の推移、中段に前期高齢者数、介護保険第 2 号被保険者数の推移、下段に保険給付費の状況を掲載しております。

これらは、平成 30 年度から令和 5 年度見込みを比較したのですが、上段では被保険者数が減少傾向で推移していること、中段では被保険者数の中に占める高齢者の割合が高いこと、下段では保険給付額の総額は、その年によって増減はあるものの、ほぼ横ばいとなっていることが見て取れます。

次に裏面の 2 ページを御覧願います。

上段に 1 人当たりの保険給付費の状況、中段に国民健康保険税調定額の状況、下段に 1 人当たりの国民健康保険税調定額の状況を掲載しております。

上段では、1 人当たりの保険給付費は増加傾向にあること、中段、下段につきましては、国保税のものとなりますが、総額、1 人当たりともに減少傾向にあることが見て取れます。

この参考資料 1 が示すものとして、後期高齢者医療制度へ移行する人数が加入する人数よりも多いため被保険者数は減少傾向にあること、また、若年層の加入が少ないことから被保険者数の構成も高齢化が進んでいること、それに伴い、被保険者の皆様に納めていただく国保税も減少傾向にあることがわかります。一方、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により、1 人当たりの保険給付費は増加傾向にあることから、保険給付費総額としては減る傾向にはないところで、結果として、当市の国民健康保険における財政運営は厳しい状況にあることがわかります。

続きまして、参考資料 2「令和 5 年度花巻市国民健康保険事業計画」を御覧いただきたいと存じます。

こちらは、参考資料 1 により御説明いたしました本市の国民健康保険の状況を踏まえた、来年度の事業計画となります。1 ページの中段から事業計画の基本方針として、（１）国保財政の健全運営、（２）適正賦課の推進、（３）国保税収納促進、（４）国保資格適用の適正化の推進、（５）医療費適正化、（６）保健事業の推進、2 ページに移りますが、（７）広報活動の充実 の 7 項目を示しております。その次に、それぞれの重点事項、3 ページ以降はその項目ごとに、現状、目標、実施方法について記載しております。

先ほど申しましたように、来年度も厳しい財政運営が想定されますが、この計画に基づき、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保するため、引き続き国保税の収納率向上に努めるとともに各種の保健事業の推進や医療費適正化事業の実施に努めて参ります。

続きまして、参考資料 3「令和 5 年度花巻市国民健康保険特別会計当初予算について」を御覧いただきたいと存じます。

資料には、令和 5 年度予算のポイント、国民健康保険の財源構成並びに予算の積算方法等について掲載しております。

まず、令和 5 年度予算のポイントであります。

制度改正として、1つめと2つめの国保税に関するもの、3つめの出産育児一時金の増額が予定されております。国保税については、地方税法施行令の改正を受けて、国保税条例を4月に改正する予定でありますし、出産育児一時金につきましては、先ほどの報告事項で御説明申し上げた通りでございます。また、このほかに2年ごとに行われる診療報酬改定がございます。

次に予算の積算方法について御説明申し上げます。

はじめに保険給付費につきましては、令和4年度の1人当たりの保険給付費見込みに、本市の過去の給付費の平均伸び率を乗じて5年度の1人当たりの保険給付費を算出した上で、5年度の被保険者見込数を掛け合わせて積算しております。国保税につきましては、制度改正、所得の状況及び被保険者数の減などを勘案して見込んでおります。

最後に、参考資料4「予算構成の概要」を御覧いただきたいと存じます。

こちらには、令和5年度歳入歳出予算の総額85億7,972万2,000円について、予算科目ごとの予算額と予算に占める割合、予算科目の説明を掲載しております。

歳入につきましては、最も割合が多いのは県支出金で歳入全体の75パーセントを占め、予算額は64億6,355万円となっております。国保税は、12億684万6,000円で全体の14パーセントとなっております。

一方、歳出につきましては、保険給付費が歳出の75パーセントを占め、63億9,022万5,000円となっております。以下、国民健康保険事業費納付金の割合が多くなっております。

それでは、予算について具体の説明に入らせていただきます。諮問資料は、「特別会計予算」と「特別会計予算事項別明細書」に分かれております。

まずは、「特別会計予算」の1ページをお開き願います。

本予算は、第1条から第3条まで、歳入歳出予算、一時借入金及び歳出予算の流用の3つの事項から成っております。

第1条、歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,972万2,000円と定めようとするものであります。

以下、「事項別明細書」により御説明申し上げます。

本特別会計は、歳出額に応じて歳入額を確保するというものでありますので、最初に歳出から御説明申し上げます。

「事項別明細書」の15ページをお開き願います。

3歳出、1款総務費につきましては、説明を省略させていただきまして、19ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費54億6,018万9,000円から、5目審査支払手数料1,693万6,000円までにつきましては、それぞれ令和4年度医療費見込みに対して、令和5年度の医療費の伸びや被保険者数を見込んだものであります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費8億5,378万5,000円から、23ページをお開き願いまして、6項傷病手当金115万円までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものであります。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費、1 目一般被保険者医療給付費 12 億 5,891 万 2,000 円から、25 ページをお開き願ひまして、3 項介護納付金、1 目介護納付金 1 億 6,568 万 6,000 円は、岩手県が県全体の医療給付費等を見込んだ上で、市町村ごとに決定された納付金を県に納付するものであります。

4 款共同事業拠出金及び5 款財政安定化基金拠出金は説明を省略させていただきます。6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費 1 億 3,207 万 3,000 円は、医療費の適正化を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査に係る経費であり、健康診断業務委託 9,174 万円及び特定保健指導業務委託 494 万 6,000 円が主な内容であります。

27 ページをお開き願ひます。

2 項保健事業費、1 目保健活動費 1,407 万円は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のための医療費適正化対策として、各種の保健事業を行うものであります。

29 ページをお開き願ひます。

7 款基金積立金から、31 ページの 10 款予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます。歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入を御説明いたしますので、5 ページにお戻り願ひます。

2 歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税と、2 目退職被保険者等国民健康保険税の合計は、12 億 684 万 6,000 円であります。

7 ページをお開き願ひます。

2 款使用料及び手数料から3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金までは説明を省略させていただきます。2 目出産育児一時金臨時補助金 19 万 5,000 円は、本年4 月1 日からの出産育児一時金引上げに対する国補助金であります。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金 64 億 6,354 万 9,000 円は、保険給付費等に対する県補助金であります。

9 ページをお開き願ひます。

2 項財政安定化基金交付金及び、5 款財産収入は説明を省略させていただきます。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金 3 億 9,469 万 9,000 円から、4 節その他一般会計繰入金 1 億 9,869 万 5,000 円までにつきましては、それぞれ一般会計からの法定繰入金であります。

11 ページをお開き願ひます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金 2 億 8,951 万円は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、令和5 年度末残高は約6 億6 千万円と見込んでおります。

7 款繰越金、8 款諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。歳入に関する説明は以上でございます。

「特別会計予算」の1 ページにお戻りいただきたいと思います。

第2条、一時借入金であります、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めようとするものであります。

第3条は、経費の流用ができる場合を定めようとするものであります。

以上、令和5年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御答申を賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ありがとうございました。当局から説明をいただきました。

これに対しまして、委員の皆様から、御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

（森慎太郎委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、森委員。

森慎太郎委員

協会けんぽの森です。

歳入で税収入が減っているのは、恐らく被保険者の減少ということだと思いますが、歳出でも医療給付費を減少で見込んでいるようですが、こちらも被保険者の減少ということによろしいかということと、保健事業費のところで健診関係とか保険給付の部分が前年度よりも予算が増えているようです。すごく大事なことと思いますが、令和5年度で保健事業の新たな仕掛けといいますか、事業等があれば教えていただければと存じます。

以上です。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

まず、保険給付費の件につきまして、御回答申し上げます。

被保険者数が減っておりますので、減少するということでの見込みでございます。

（健康づくり課長、挙手）

健康づくり課長

特定保健事業実施の伸び率の部分でございます。

当事業の内容としましては、前年度と比較しますと580万円増えておりますけ

れども、今予定しておりますものとしましては、2、3年前に外部の勸奨の効果的な取組をしたときに健診の受診率が上がったということもございまして、そちらの部分をやってみようということを計画しているところでございます。

会長（藤本莞爾委員）

森委員、よろしいですか。

森慎太郎委員

ありがとうございました。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにありませんか。

（中村良則委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

はい、中村委員。

中村良則委員

諮問と直接関わらない参考資料のところでもよろしいですか。

参考資料の3ページに基金の保有状況があります。令和元年度が16億円で、令和4年度の見込みが9億円と。単純に言うと、この間で16億円から9億円ですから7億円減っているわけですが、これはどういう状況でこうなったのでしょうか。それと、こういう基金の状況は、どういうことだと理解すればよいのか教えていただければと思います。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

お答えいたします。

平成30年度に都道府県化しましたときに、花巻市では国保税を引き下げる改正をしております。基金残高がありましたので、それを活用して国保税を下げる改正をしたところでございまして、1年間に1、2億円程度の基金を会計に繰入れている状況でございます。このように基金は減っているという状況でございます。

以上でございます。

（中村良則委員、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

中村委員。

中村良則委員

わかりました。

ただ、基金というのは貯金みたいなものじゃないですか。その貯金が減るといのは心細い気がするのですけれども、いかがでしょうか。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

お答えいたします。

基金は、そのとおり貯金に当たるようなものでございまして、何か不測の事態に備えてというような意味もございます。まず、その基金がある程度ありましたことから、その基金を使って加入している方々の国保税を引き下げるといことで現在に至っております、基金は減っている状況でございます。

会長（藤本莞爾委員）

部長からは何かありますか。

健康福祉部長

今、課長からあったとおり、何か事故があったときのための基金ですが、当時20億円近く基金がございましたので、今の被保険者に還元すべきだということで、基金を使って引き下げたという経緯がございます。

ただ、やはり一定程度の基金は保有しなければなりませんので、基金残高を見越しながら、将来的には国保財政の中で基金のあり方を検討していかなければならないと思っております。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

質問、意見が無いようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「令和5年度花巻市国民健康保険特別会計予算」については、諮問

のとおり答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

異議なしと認め、諮問第１号は、諮問のとおり答申することに決しました。
次に、その他の事項につきまして、事務局からお願いいたします。

（国保医療課長、挙手）

会長（藤本莞爾委員）

国保医療課長。

国保医療課長

本日は、連絡事項等、特に用意しておりませんので、委員の皆様から何かあればお願いしたいと存じます。

会長（藤本莞爾委員）

事務局のほうからはないそうですが、委員の皆様からは何かございますか。

（「なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

無いようですので、これをもちまして議長の務めを終わらせていただきます。
皆様の御協力に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

国保医療課長

本日は、委員の皆様から多くのご意見いただきありがとうございました。

副市長からのあいさつにもございましたが、国では国民健康保険を含めた社会保障制度の見直しを加速度的に進めております。人口減少、少子高齢化の時代において、いかに持続可能な社会保障制度を将来につなげていくかが、この過渡期における大きな課題となっております。

当市としましても、国の動向を見ながら、被保険者の負担と給付のバランスを勘案し、持続可能な国民健康保険となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いします。

以上をもちまして、本日の花巻市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。
誠にありがとうございました。

（閉会 午後２時００分）